

無償貸与契約書

公益財団法人北海道学校給食会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、北海道学校給食献立システム（以下「本ソフトウェア」という。）の甲から乙への無償貸与に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 甲が北海道学校給食献立システム事業（以下「本事業」という。）により開発した本ソフトウェアを学校・共同調理場等（以下「学校等」という。）の献立作成業務に活用するため、甲は乙に無償で貸与する。

（使用目的）

第2条 乙は第1条の趣旨にしたがい、次の場所において当該献立作成業務に活用するために使用するものとする。

市町村名	使用場所	備考

（契約の期間）

第3条 契約期間は、契約締結日より翌3月31日までとする。

ただし、貸与期間満了の30日前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に1ヶ年更新されるものとし、以後も同様とする。

（貸与の内訳）

第4条 貸与するソフトウェア及び添付資料は「貸与内容の記載」のとおりとする。

（物件の管理等）

第5条 乙は善良な管理者の注意義務をもって貸与された本ソフトウェアの情報漏洩・盗難等を防止しなければならない。

また、学校等は、貸与された本ソフトウェアの利用に当たり、甲の許可無く次の行為を行ってはならない。

- （1）本ソフトウェアを学校給食業務以外の目的に使用すること。
- （2）本ソフトウェアを譲渡、転貸又は改造すること。
- （3）本ソフトウェアを複数のパソコンに不正にコピー又はインストールし使用すること。
- （4）本事業のシステムログインに要するID、パスワードを外部に漏らすこと。

（経費の負担）

第6条 甲は、学校等の本ソフトウェアの利用に要する次の経費を負担する。

- （1）学校等が本ソフトウェアの利用に要するライセンス費用
- （2）学校等が本ソフトウェアの運用に要するソフトウェア保守費用

2 学校等は本ソフトウェアの運用に必要な経費を負担する。

- （1）インターネット接続に要する費用
- （2）用紙等の各種消耗品やその他必要な費用

(ソフトウェアの返還)

第7条 甲は学校等が第5条に違反したとき、又は甲の都合により本ソフトウェアの返還を求めることができるものとする。

(契約解除)

第8条 甲は学校等が本契約の各条項を履行しない場合には、乙に催告を行った上、履行の誠意がないと判断したときは、乙に書面にて通告することにより本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第9条 学校等は第5条の規定に違反し、甲に対し損害を与えた場合は甲の求めにより損害を賠償しなければならない。

ただし、学校等の責めに帰すべき理由がないと甲が認めた場合はこの限りではない。

(報告の義務)

第10条 甲が学校等に対し本ソフトウェアの運用状況の報告を求めた場合、学校等は速やかにその状況を報告するものとする。

(学校等の情報提供)

第11条 学校等は本ソフトウェアを利用することで作成された食品情報や献立情報を甲が求めたときは、これを提供するものとする。

(研修会の開催)

第12条 甲は必要に応じ学校等の担当職員を対象に、ソフトウェアの利用に必要な基本的な知識や技術習得を目的とした研修会を開催するものとする。

(その他定めのない事項等の取扱い等)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈上疑義が生じたときは、甲、乙協議し、誠意をもって解決するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 札幌市西区八軒9条西11丁目1-55
公益財団法人 北海道学校給食会
理事長 千葉 俊文

乙 (住所)
(市町村名)
(代表者名)

「貸与内容の記載」

	項 目	貸付数
ソフトウェア媒体	「北海道学校給食献立システム」セッアップ CD-R	各1式
添付資料	シリアルNo、IDコード、パスワード 北海道学校給食献立システム インストール方法 学校給食管理システム 講習会テキスト 新業務10一覧 (追加機能説明) 学校給食管理システム V8L30 ユーザーガイド	